

分会書記長の減給処分 で団体交渉申し入れ

JR東海労新幹線地本は本日、新幹線鉄事に下記の「JR東海労東京第二運輸所分会書記長 斉藤厚志さんの「減給」処分に対する団体交渉開催の申し入れ」を行いました。

この申し入れは、2月3日に「酒くさい」として乗務を降ろされ、さらに16日には、「酒気を帯びて業務に就いた」として「酒気帯び」をでっち上げられ、「減給1/2」の不当で異常な懲戒処分が出されたことに対するものです。

この間、新幹線地本は、不当処分に対して抗議し説明をもとめ、撤回するよう申し入れてきましたが、誠意ある回答が示されませんでした。あらためて撤回を求めるものです。

JR東海労幹地申第40号

2011年6月13日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部
本部長 吉川 直利 殿

JR東海労働組合新幹線地方本部
執行委員長 成田 隆 浩

JR東海労東京第二運輸所分会書記長・斉藤厚志さんの「減給」処分に対する
団体交渉開催の申し入れ

2011年2月16日JR東海労東京第二運輸所分会書記長・斉藤厚志組合員に対して会社は、「減給」処分を発令した。理由は「2月3日酒気を帯びて業務に就いたことは、社員として著しく不都合な行為である」というものである。しかし、「酒気帯び」など一切存在しないし、会社は「複数の管理者で確認した」というのみで具体的な「酒気帯び」と認定した管理者の氏名すら明らかにしていないのである。さらに、呼気中アルコール濃度0.071mg/Lで「酒気帯び」とはいえないことはもとより、会社の基準である乗務（操縦）不可の基準に照らしても不当な「減給」処分というしかない。

この間、労使の協議の場を求めても会社は何ら応じていない。そもそもこの事案は、特定の組合員に対する懲戒処分に関する事項であり、労働協約第250条（5）のその他労働条件の改訂に関する事項に該当する。よって、直ちに団体交渉の場を設定し、早急に協議することを求めるものである。

記

1. 直ちに団体交渉を開催して協議すること。

以上